

第9章 水道等給水施設に関する基準

(法33条第1項第4号)

1 水道施設に関する法規定

法第33条第1項

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

2 給排水施設の計画

開発区域内における給排水施設の規模並びに配置の設定は、当該開発区域の規模、地形、及び予定建築物の用途により定めなければならない。

なお、住宅市街地の開発にあたっては、開発区域の規模、予定建築物等の配置計画に基づいて設定することとなる計画戸数、人口並びに人口密度により定めなければならない。

3 給配水施設の設定

法第33条第1項第4号の基準については、当該開発区域を給水区域に含む水道事業者と協議を行い、かつ、当該水道事業者から給水を受ける場合には協議が整っていることをもって基準に適合しているものとする。なお、その他水道法に基づく水道事業の基準に適合したものでなければならない。

4 給配水施設の設計

給配水施設の設計は、次の事項を勘案して、「当該開発区域」について想定される需要に支障をきたさない構造能力であれば十分である。

- (1) 開発区域の規模、形状、周辺状況
(需要総量、管配置、引込点、給配水施設など)
- (2) 区域内地形、地盤の性質
(給配水施設の位置、配管材料、構造など)
- (3) 予定建築物の用途
(需要量)
- (4) 予定建築物の敷地の規模及び配置
(需要量、敷地規模と建築規模、配管設計)

5 設計の判断

給配水施設の設計が「給水施設に関する法規定」等の基準に適合しているか否かの判断は次による。

- (1) 開発区域の大小を問わず、当該開発区域を給水区域に含む水道事業者との協議が行われていること。
- (2) 区域内給水が水道事業者からの給水によって行われるときは、(1)の協議が整っているこ

と及び当該水道事業が定める設計をもって本基準に適合するものとする。

- (3) 区域内に新たに水道を敷設する場合（専用水道）で当該水道が水道法又はこれに準ずる条例の適用を受けるときは、これらの法令に基づく許可等を行う権限を有する者（滋賀県知事）から許可等を受ける見通しがあり、かつ、水道法関係法令に適合している設計であれば本基準に適合するものとする。